

4月号(523号)

X株式会社(以下、「X社」)は、取締役会設置会社である。X社の定款には目的として「建設・土木工事の施工及び請負並びにこれに付帯する事業を行う」との記載があり、他の事業についての記載はない(以下、X社定款所定の目的を「X社の目的」)。令和*1年4月現在、X社の株主には、発行株式の40%を有するA、同じく40%を有するBのほか、X社従業員であるCがいる。また、Aが代表取締役、BとCが代表権のない取締役として取締役会を構成している。

同年5月、Aは、流行性疾患の急拡大を受けて、X社として、マスクの販売事業に乗り出すことを決め、不織布マスクの製造が可能な工場と製造ノウハウを有するY社との間で、マスクの製造・販売について協力することとなった。マスクの製造に必要な材料の買付けと製造とをY社に委託することとして、X社とY社の間で、これについての契約(以下、「本件契約」)を結んだ。本件契約に基づき、X社は、材料購入のための費用として1000万円(以下、「本件金員」)を支払った。完成品の納期は、同年7月末の予定である。

同年6月、Y社との取引を知ったBとCは、Y社との取引はX社にとって馴染みのない高リスクな取引であると考えた。そこで、同月開かれたX社定例取締役会で、BとCは、Aを代表取締役から解職し、Bをこれに代えた。代表取締役となったBは、X社として、Y社に対し、本件契約はX社の目的の範囲を超えるものであるとして、契約無効を主張し、支払った本件金員の返還を求めた。これに対して、Y社は、X社の目的はY社の知るところではなく、本件契約は有効であるとして本件金員の返還を拒んだ。そこで、X社は、X社の目的は登記事項であるからY社は知っているものと扱われると主張(以下、X社のこの主張を「悪意擬制の主張」)して、Y社に対する本件金員の返還を求める訴えを裁判所に提起した。

X社の訴えが認められるかについて、悪意擬制の主張の当否も検討しつつ論じなさい。